

平成17年7月26日

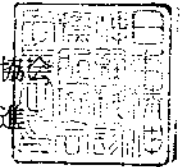
公開質問状

医療心理師国家資格制度推進協議会

事務局長 斎藤 慶子 様

社団法人 日本精神神経科診療所協会

会長 三野 進



平素より外来精神医療にご理解をいただき感謝しております。また、長年にわたり心理職の国家資格化にご尽力いただいている姿を何度も拝見し、常々尊敬の念を抱いております。

当協会は、貴協議会の幹事団体であることは今さら申し述べるまでもありませんが、本年7月5日に「臨床心理職の国家資格化を通じ国民の心のケアの充実を目指す議員懇談会・医療心理師（仮称）国家資格法を実現する議員の会合同総会」において明らかにされた法案の骨子について、事前に何のご連絡もいただけなかったことを大変残念に思っております。

本協会も日本精神科病院協会、日本精神神経学会と協議の上、「臨床心理士及び医療心理師法案」への見解を公表し、現状では本法案の上程は容認できないという態度を表明したことはご存じのことと思っております。

私どもは様々な意見を持つ精神科開業医の集団で、活発な討議と検討を公開で行い態度を表明することを、組織原理としています。公開の討論の中で、本法案の成立過程、現在どのような状況になっているのか、多くの会員が危惧と不安を抱いております。

つきましては、私がそれらの疑問を取りまとめましたので、以下の3点について、平成17年8月2日までに書面にてご回答いただきますようお願い申し上げます。失礼の段、お許し下さい。

一、本年7月8日付けで出された、日本精神科病院協会の7項目の修正要求について、同日の協議会総会で確認され、我々日精診も同調し、総会の結論としてこの修正を前提として、法案の実現を目指すと、先生が議長として纏められたと伺っております。その後、法案修正に向けてご尽力頂いていることと思っておりますが、その後の経過はどうなっておりますでしょうか。

二、本年7月5日の両議連の総会で本法案が提出されるまでに、12回に渡って各方面との調整を行いながら、慎重な協議が行われたと伺っています。本法案の提出という貴協議会の活動の根幹に関わる重要な活動方針の転換に際しては、幹事団体である私どもを含め医療関連団体との十分な協議がなければ、法案成立後に現場の混乱を引き起こすことは必至です。現状がその結果を物語っています。日本精神科病院協会や日本精神神経学会にも事前の提示はなかったと伺っています。先生がこの法案の骨子を関係議員から説明を受けられたのは、いつのことでしょうか。

当協会は5日以降に、協議会とは異なるルートからこの情報を入手し慌てた次第です。勿論、今まで激しく意見を異にしてきた両議連の協議ですから、公開で行うことが困難なことは承知しております。しかし、議連合同総会では、法案は最終的に了承されており、これでは協議会に参加している当協会も了解したに等しいと誤解されても仕方がありません。もし、先生も当日になってこの法案の概要を知ったとすれば、関係者との十分な調整が行われなかったと言うことになります。また、事前にご存じであったとすれば、7月8日まで公開されなかった理由をお教えいただきたいと存じます。

三、8日の総会后、その合意に基づき、日本精神神経科診療所協会、日本精神科病院協会、日本精神神経学会、日本医師会がそれぞれ見解を発表しました。協議会事務局は、そのことを受け各団体の意見調整を図る義務があると思います。本日に至るまで、先生からは何の説明や方針提起も伺っておりません。動けない事情があるのならば、お教え下さい。

本法案の成立の是非を巡り、心ある心理職、臨床心理士、医療関係団体が対立する構造に至ったことは大変不幸なことです。私どもは、本法案が今国会で実質的な討議なく成立すれば、将来にわたり大きな禍根を残すと危惧し、時間をかけた対話と検討が必要であると考えています。どうか、先生もこのような我々の意志を念頭に置いて頂き、ご活躍頂くことをお願い申し上げます。